

第 72 回フリーセミナー報告

<開催日時> 2009年(平成21年)7月16日(木曜日)午後3時~5時

<テーマ> マンショントラブルの解決

- もめごとの実情を知って前向きな修復を図るには

<講師> 上野 義治司法書士(NPO集改センター正会員)

<開催場所> 大阪建築会館 3階 会議室

<参加者> 31名

<レジュメ>

1. ADRとは
2. マンション管理とADR ~ マンションADR理念
3. 実例を用いた進め方・あり方
4. まとめ
5. 質疑応答

<セミナー内容>

今回のセミナーでは、マンションの適正管理を担う管理士業務のうちの一定部分に民間調停者としての位置づけを試みます。

裁判外紛争解決の手段(ADR)において民間調停者の候補(マンション管理士)が担うべき役割と任務に関する基礎知識を実例を用いながら学びました。

<感想>

マンション内のトラブルは小さなことから始まり、その時々を感じ方、環境などが左右します。法律に基づく強制的な解決に持っていかれても「人の感情」が入るため、しこりが残りすっきりとした解決に導くことは難しいとされています。その後マンションに住み続けることに支障がでることもあるようです。

上野氏の唱えるマンションADRは一般的に言われるADRとは違い、当事者である住民の繊細な感情を時間をかけながらときほぐし、「場作りの調整」から取り組み、住民同士の感情を自身が冷静に受け止め整理する土壌作りのお手伝いをします。

ADRはあくまでも手法ですが、住民がどう解決したいのかを見つめながら使うことの出来る公平な第三者である「民間調停員」の存在が求められています。

住民にとって欲しい状態へ導く「解決方法」は一つではありません。法律による強制的な解決も必要な場合もあります。「選択肢」の一つとしてマンションADRもあれば違った形の解決へ導くことができるのではないかと感じました。

NPO集改センター内には上野氏をはじめマンションADRにてトラブルを解決するお手伝い出来る会員が在籍いたしております。

お問合せ、ご相談、お手続きのご希望などございましたら下記までご連絡お願い申し上げます。

本 部： 電話(06)6943-8383 FAX(06)6943-8382

Email : osaka@shukai.or.jp